

# ハイ! スクール

Hi! School

吉田高校と向原高校の特色ある活動をシリーズで紹介します。

## 向原高校

向原高校が毎週月曜日の7時限目に行っている「ステップアップ講座」。今年度、内容をリニューアルしてスタートしました。学習の補習はもちろん、情報系の検定対策やドローンプログラミング、ガーデニング、SDGsなど、さまざまな講座が用意されています。

生徒たちは自分が学びたい講座を任意で選んで自主的に参加。生徒自らが自分の意思で自分を成長させるためのステージです。さらに特徴的なのが講師陣。教員だけでなく地域の優れた人材を活用し、ドローンプログラミングでは向原町在住の増野一幸さん、ガーデニングでは地域おこし協力隊の福岡奈織さんが講師を担当。地域の方と生徒がつながる場としても期待しています。講師は随時募集中。生徒たちに皆さんの特技を教えてくださいませんか?

ドローンプログラミングでは、編隊飛行を学習



土から作り、花や野菜を育てる  
ガーデニング講座



広島県立向原高等学校  
向原町坂丸山10006-1  
☎46-2322



## 国民年金前納割引制度

保険料をまとめて前払い(前納)すると、保険料が割引されます。

### 令和3年度割引額

令和3年度の保険料(月額)・・・16,610円  
令和4年度の保険料(月額)・・・16,590円

### 口座振替

口座振替の申し込みは、各金融機関・年金事務所・保険医療課医療保険年金係、各支所窓口係で受け付けます。

納付額	割引額
① 2年前納付 382,550円	15,850円(660円/月)割引
② 1年前納付 195,140円	4,180円(348円/月)割引
③ 6か月前納付 98,530円	1,130円(188円/月)割引
④ 当月末振替(早割) 16,560円	50円割引

※①②③の4～9月前納申込は2月末締切

### 現金納付

2年度分現金で前納する方は年金事務所に問い合わせてください。

納付額	割引額
2年前納付 383,810円	14,590円(607円/月)割引
1年前納付 195,780円	3,540円(295円/月)割引
6か月前納付 98,850円	810円(135円/月)割引

※1年度分・6か月分の前納は4月上旬に送付する納付書で納付してください。

☎三次年金事務所 ☎0824-62-3107



## 特殊な申告は税務署へ

以下の申告をする方は税務署へ相談してください。税務署で所得税の確定申告をする方は市への申告は不要です。  
※確定申告書の控えに税務署の収受日付印が必要な場合は、宛名を記入し切手を貼った返信用封筒を用意してください。

- 青色申告
- 住宅の新築等で住宅借入金等特別控除の適用が1年目の申告
- 令和2年分以前の申告
- 外国税額控除の申告
- 相続または贈与税に係る申告
- 災害に係る雑損控除の申告(市の申告会場へ来られた場合、税務署へ案内します)
- 譲渡所得などの分離課税の申告(給与や年金、農業などの総合課税の所得とは分離して税額を計算するもの)  
〈例〉・土地・建物の売却所得があるもの ・株式等の譲渡損失があり前年分以前の損失を翌年以降に繰り越すもの  
・山林所得があるもの

農業申告など、市での相談が必要な場合は、事前に市の申告会場で相談してください。

## 令和3年分 確定申告

吉田税務署 ☎42-0008

### 《令和3年分の確定申告・納期限》

- 所得税・贈与税 **3月15日(火)**
- 消費税・地方消費税(個人事業者) **3月31日(木)**
- 《口座振替日》
- 所得税 **4月21日(木)**
- 消費税・地方消費税(個人事業者) **4月26日(火)**

### 《申告会場》

- 吉田税務署2階
- 開設期間 ※土日・祝以外 **2月16日(水)～3月15日(火)**
  - 受付時間 **8時30分～16時**
  - 相談時間 **9時～17時**

※不動産の売却、贈与税の申告相談は、担当が従事する以下の日程のみ受け付けます。

- 3月**  
1日(火)・2日(水)・7日(月)・8日(火)  
・9日(水)・14日(月)・15日(火)

納税は便利な口座振替をご利用ください。

ご協力をお願いします

会場への入場には「入場整理券」が必要です  
会場の混雑を緩和するため、入場整理券を配布します。

- 基本対策も忘れずに!
- 少人数で来場
  - マスクの着用
  - 入口での検温・手の消毒

### 「入場整理券」配布方法

- 当日会場で配布  
吉田税務署で来場時に直接配布します。  
※配布状況に応じて、後日の来署をお願いすることがあります。
- LINEアカウントで事前に発行  
国税庁公式LINEアカウントを「友だち追加」して申し込みください。



## e-Taxを活用してください

スマートフォンなどの端末から確定申告ができます。来場する必要がありませんので、積極的に活用してください。

国税庁 確定申告書等作成ページ

